

### 第13回議会のあり方等検討特別委員会議事概要

日時：平成21年6月29日（月）

午後1時から

場所：第1委員会室

【竹井委員長】 昼からまた雨が降るような感じで、なかなか梅雨らしい気候ではありませんけど、今週は梅雨らしいような感じになりそうです。

きょうは3時半以降が互助会の行事ということで、午後1時からお集まりをいただきました。時期的にももうそろそろ条例の原案から検討という時期にも入ってまいりますので、きょうの事項書の中では少しそういう資料も用意をさせていただきました。また、どちらかという説明が中心になろうかと思いますが、3時まで時間がございますので、2時間程度よろしくお願いをしたいと思います。池田委員につきましては、今、ちょっと遅刻をされておりますが、おっつけ参られると聞いておりますので、時間になりましたので開催をさせていただきます。

それでは、第13回の議会のあり方等検討特別委員会を開催させていただきます。

まず、事項書1番目の第12回特別委員会議事概要及び決定事項の確認についてを議題といたします。

お手元に5月18日に開催をされました第12回の特別委員会の決定事項と議事概要を配付いたしております。

決定事項につきましては、前回は基本条例を出させていただいて、余りこれまで議論をしていなかった部分についての意見をちょうだいしたということで、そこら辺の内容について記載をさせていただいております。

それから、議員定数の見直しもそろそろ議題としたいということで、それについて皆様のほうにお諮りをし、きょう提出資料をつけておりますが、皆様のほうからお申し出のあった内容で提出資料について作成をさせていただきました。

一応大きくはそういう感じで、それから、素案のほう、本当の素案、事務局のほうで少し素案らしきものをつくって、それから議論をしたいということで、今回、素案についても資料を添付させていただきましたので、大きくは、第12回はそういうテーマであった

と思います。

それから、議事概要につきましては従来どおり、内容を精査の上、記述等、もし違い等ございましたらまた事務局のほうにお申し出いただいて、精査をお願いいたしたいというふうに思います。

以上が、決定事項と議事概要についての説明でございます。よろしゅうございますかね。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【竹井委員長】** 次に、事項書の2つ目でございます。

第2回の理事懇談会の決定事項ということで、6月24日に理事懇談会を開催させていただきました。大きくは、今回、資料提出をさせていただきます議員定数の資料の説明とチェック、こんな形のほうがもうちょっと見やすいんじゃないかというふうな議論と、それから、議会基本条例の素案ということで、少し素案の考え方の説明、それからまた改めて添付する資料等について協議をさせていただきました。

それから、もう一点、前回、第1回の理事懇談会で、会派の定数がまだはっきりと決まっておりませんが、これも最終的に条例をつくる段階では会派の人数等についてもある程度精査する必要があるということで、今、御協議をお願いしておりまして、中間報告ということで、各会派の考え方について御報告をいただきました。まだ結論の出るところまで至っておりませんので、また今後も継続して会派の中での御協議をいただくということで、理事懇談会については終わっております。またこれは継続的にやらせていただくというふうに考えております。

以上が、理事懇談会における内容です。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**【竹井委員長】** それでは、事項書の3番目、本題に入りたいと思います。

議員定数について資料を配付いたしておりますので、事務局長より説明をいたさせます。

西川事務局長。

**【西川事務局長】** それでは、各市の議員定数等調査資料を見ていただきたいと存じます。A3の横長の資料でございます。これについて御説明申し上げます。

この検討資料につきましては、前回の特別委員会において調査し、提出するようとの指示を受けて作成いたしましたものでございます。

まず、調査対象といたしました市といたしましては、県外の市が28市、県内の各市、合計42の市を調査対象といたしております。県外の市の調査対象といたしました市の選

定基準といたしましては、産業構造が似ている。お手元には、2次産業と3次産業の合計が95%未満で3次産業が55%未満と、こういう団体を全国ベースで拾い上げまして、その中のうち人口が4万5,000から5万5,000の市を選定いたしております。それと県内の各市でございます。

資料をごらんいただきたいと存じます。

資料の第2列目及び3列目には、対象市の所在する県名と都市名が記載してございます。

次の第4列、第5列には、合併に関する記述でございます。第4列目のバツ印につきましては、平成の大合併を行っていない都市でございます。合併した市にありましては、合併の構成市町村の内訳が記載してございます。

以降の列につきましては、条例上の議員定数、市の人口、市域の面積、そして、議員の報酬の月額と、市長、副市長の給料月額となっております。

そのほか、平成21年度の一般会計における当初予算の総額、その次の列が財政力指数でございます。これは、3カ年平均といたしております。

それから、最後の1列目、2列目につきましては、議員1人当たりの市域の面積と、同じく議員1人当たりの人口となっております。

以上で、検討資料、各市の議員定数等調査資料についての説明を終わらせていただきます。

以上でございます。

**【竹井委員長】** ただいま事務局長より、調査資料の見方といいますか、説明をいたさせました。

特に、今回調査をした段階で平均値というのが入れてございますが、例えば5万未満ですと26人から17人の幅があって平均21.8人、5万人以上の部分では最大30から最小18、平均23.6と余りにもばらつきが多かったので、合併のところの調査を追加してもらいました。

ここを見ていただきますと、もともと合併のないところについては比較的少ない数でありますし、合併をしたところでも、大分ばらつきはありますけど、特に多いところは合併後と、合併後の数が多いところなんかはどうしてもそういう大きな数になっているという、少しこういうのがないと、単純に大小じゃ見られないだろうということで入れさせました。

それから、三重県内につきましては、直近の選挙で随分どこの市も定数削減をしておりましたので、合併後の定数と改選時の定数ということで、これもあわせて調査をいたさせ

ました。その結果、三重県の場合はほとんどの市が合併当初から大きく定数減へ移り変わっているという傾向も見られるということがわかれるかと思えます。

今回、特別委員会の議論というのは定数を何人にするという議論ではありませんので、一応、こういう表を見ながら、定数の根拠を何にしようかと。前は1人当たりの面積も必要じゃないかということもありました。ただ、1人当たりの人口を見ると、また変な議論になってまいります。鈴鹿と亀山を比較すると3倍違うので、じゃ、3分の1でいいのかと、勢いそうにもなりません。だから、いろんな見方があるので、議会基本条例上でも定数についてもどんな要件を入れて見るんだという議論に入っていただきますので、どの数が正しいという意味じゃなくて、どんなことをもとに亀山市は定数を考えたんだという資料にお願いできればというふうに用意をいたさせました。

A3の資料で、こういう横長の資料が、今、お手元に、サンプルなんですけど、会派と書いてあるやつです。今回、定数を入れておりませんが、こんな感じで定数の記述を全部入れて、各市いろんな表現をもって条例上で書き込んでございますので、ちょっと間に合わなかったものですから、次の段階で、ここに議員定数というふうにして、考え方を少し入れ込みながら、皆さんのほうの議論をまたちょうだいしようというふうに考えています。ですから、きょうの段階では、提出をした資料について、まず確認をしていただきたいと思えます。

表につきましては、そういう見方をするための表であるということで確認をお願いしたい。

あと2つございますので、あわせて事務局長のほうから報告をいたします。

事務局長。

【西川事務局長】 それでは、お手元に配付させていただきます検討資料「平成7年議員定数削減の経過」について御説明申し上げます。

自治会連合会から、議員定数を22人から20人に削減することを求める要望書が提出されましたことを受けて、平成6年12月6日に議会運営委員会が開催されまして、議員提出議案として、議員定数を削減するための条例案の提案がなされております。

一方、同年12月13日には、議員定数の削減に反対する請願書が提出されております。そして、同年12月15日に議会運営委員会が開催され、議員提出議案の議員定数を削減する条例案及び議員定数の削減に反対する請願の両方を総務委員会へ付託することを決定いたしております。

また、同日の本会議におきまして、亀山市議会議員の定数を減少する条例の制定についてが議員提出議案として提案され、同日に開催されました総務委員会において、議員提出議案及び請願とともに継続審査となっております。

その後、平成7年になりまして、2月10日、2月17日、2月23日に総務委員会が開催されております。2月23日の総務委員会におきましては、議員定数を減少する条例案について、委員長の採決により委員会で可決されております。また、請願につきましては、委員長の採決により継続審査となっております。

続きまして、3月27日の本会議におきましては、議員提出議案、亀山市議会議員の定数を減少する条例の制定については、原案のとおり可決されております。また、請願につきましては、総務委員会及び本会議におきまして不採択となっております。

以上が、平成7年議員定数削減の経過の資料でございます。

以上で終わらせていただきます。

それから、もう一つ資料といたしまして、議会議員の定数及び任期に関する小委員会意見書という資料が提出されております。これは、合併協議会におきまして、議会議員の定数及び任期に関する小委員会が設置されまして、委員長の長田幸夫さんから、小委員会のほうから、合併協議会の会長でございます前市長に対して報告がなされたものでございます。文書の日付といたしまして、平成15年10月9日となっております。

内容といたしましては、議会議員の定数、それから議会議員の任期について、2つの意見が出されておるんですが、この中におきまして、1の部分をちょっと朗読させていただきますと、議会議員の定数について、「法定定数は26人であるが当委員会としては、議員定数は18人から24人の範囲内での検討を行った。そこで一つのものさしとして現在の亀山市議会議員数における議員1人当たり人口2,037人を基に亀山市、関町の総人口で算出すると、新市の議員数は23.5人となるが、諸般の情勢等を勘案すると、これから1.5人削減した22人が適当である。しかし合併の具体的な効果が生まれるような方策として今後改選時には更なる削減を望むものである。」。

以上が、小委員会報告でございます。

以上でございます。

**【竹井委員長】** 局長のほうから、前回のあり方の特別委員会でも調査をしてほしいということで、平成7年の議員定数削減の経過について調査をし、内容報告をさせていただきました。

あわせて、ある意味削減の1つのポイントとなるのが合併協議会における小委員会の意見書ということかなというふうに思いましたので、この部分についても意見書添付をさせていただきます。この3つが、議員定数の定義、どういう形で亀山市は議員定数を検討していくんだということについての議論をこれから少しちょうだいするということになるかと思しますので、提出をされた書類の中で確認をされたいこと等ありましたら、御発言をお願いいたしたいと思えます。

平成7年の議員定数については、私も当時は議員をしておりませんので、森委員だけがよく御存じ、当然提出者でもございますので、まずその辺の経緯等、御確認をされたいことがございましたら、また御発言をお願いいたしたいというふうに思えます。

【宮村委員】 まさに平成7年ですから、私も全く違う世界におりましたもんで、1つちょっと森委員に、御記憶があればお尋ねしたいんですが、平成6年12月13日、反対者の請願書、小川さんという方から、どういう内容だったのか、もしお知りであればよろしくお願ひしたいです。

【森（淳）委員】 全く内容は記憶にございません。

【宮村委員】 なぜそんな14年も前の話を持ち出すかというのと、これは議論上、15年前であったって、3年前であっても、恐らく何らかの大きなバックボーンがあったかと思ってお尋ねしたんですが、それで、やはり、そういった時系列というんですか、時間的からいくと、一番直近の合併協のこれが、内容が議論になってくるんですが、それで、森委員からは二、三度お聞きしておるんですが、これは大変やったと。当時の豊田議員と神戸川議員と伊藤議員とで、会派へ行ったら入れさせてもらいにくいようなとかありましたが、そんな御苦勞話は、経緯というのか。結果、これは可決になっていますね、3対3でしたかね。

【森（淳）委員】 考えてみると、定数というのは、いわゆる多いほうが自分が当選する確率が高いわけなので、結局そこなんですわね。皆、やっぱり自分中心に考えるわけですよ。

したがって、議運で出して、議運で定数削減よしということで議員提案として出すのが本当ですわな。ところが、反対する人が、厳しい人がおると、なかなか議運で総意の中で出していくということができなかったのも、やむを得ず私が提案者になったわけですけど、本当に大変ですね、やっぱり。私は初めての経験だったんですけど、いわゆる提出者に対して総務委員会で質問があるわけです。そうすると、賛成の人は賛成やから何にも言いま

せんわな、賛成の人は。反対の人がぼんぼん言ってくるわけ。そうすると、自分1人でそれに全部答えんならんわけね。

それで、結局3日ぐらいかかったもんな。継続、継続でいって、そして、当時の委員長が、よう採決に踏み切らんわけですわ。それで、もう、わし、委員長をやめるといって、最後やめて、そして、副委員長が委員長になって、そしてそこで採決をして可決したと、こういうことですので、その定数削減ということは非常に大変なことやと思います。

それから、もう一つ、長田さんの小委員会の意見のところ、議員報酬と切り離せない議論が必要であると、こういうことを書いてもらってあるんですが、私も実は、定数削減をすることによって、当然それだけの報酬は上げてもらえるやろうと、上げることによって立候補する人も、若い人がもっとふえてくるやろうと、こういう考え方を持っておったんですけど、全くそれは報酬審議会でも取り上げてもらえなかったというのが、私が今、一番思っておることです。

以上、結構です。

【宮村委員】 私、いい資料を出していただいたなと思って、一応、これを最後にしておきますが、このA4の各市の資料を出していただきました。

それで、恐らくこれからの論議の論点は、焦点はこの辺に行くんじゃないかなと思いますのは、合併協で長田委員長が、議員1人で人口が2,037人、このとおりですね、15年10月。それで、現在からいきますと、議員1人当たりの人口、総人口の1割ほど、200人ほど、この当時から5万人達成して伸びてきて、結果2,289人と。そうすると、法定数からいくと、皆さん、委員さん御存じのように4名ふえて、法定数26から30まではという限度は、人口がふえれば自動的に、法定定数の限度数というのか、枠がふえるのは当たり前ですのでね。

だから、その辺と、先ほど森委員からお話があった報酬も絡んでくると思いますし、私、一番大事なのは、人口、今5万424名ですかね、きょうあたり。だから、市内定住化、いろいろ施策を練っているさなかで、この伸び率がどういう形で毎年伸びていくかによって、定数を決めたわ、1期や2期でまた変更ということは、そんないいかげんなものでないと私は思いますので、この辺のデータの的なものも、恐らくこれからの論議の中で、その辺の数字をつかむというのか、把握するというのか、その辺だけ竹井委員長に、伸び率だけはまたそういう数字を、あくまでも予想ですので難しいですが、その辺でよろしく願いしたいと。

以上です。

【竹井委員長】 平成7年の削減の経緯、当時提出者でありました森委員からも少しその辺の経緯の報告もございました。

一番流れがわかりやすいのは、お手元に用意していませんけど、たまたま私がひょんなことでこの平成7年3月の定例会の議事録をちょっと読んでおりましたら、そこにたっぷりといろんな議論が重ねられてあります。一度またプリントしてお渡しをしようかと思いますが、やっぱり相当の議論をそれぞれが重ねられてきたんだなと。定数削減に伴うまた1つの要因、自治会連合会からの要請だったり、少し不祥事があつたりと、さまざまな思い、それから、減らすべきやないという思い、3つぐらいのものが重なり合いながら、そこに請願が出てその取り扱いもあるし、公費負担の部分もたしか一緒に提案をされていまして、それは全く継続で廃案になったと。私らの1期目のときにそれは公費負担になりましたけど、そういうものも混在しながら相当厳しい議会運営だったなというのがかいま見えますので、またその辺も資料として用意させていただいて、それぞれの思いの中で議論されてきたということがよくわかろうかと思えます。

きょうは、何人にするとかという議論じゃありませんので。

【小坂議長】 今の議会議員の定数及び任期に関する小委員会の長田さんの答申なんですけど、これは、在任特例期間中の新市会議員の報酬は現行額というの、これが先に書かれておりますけど、ここにいくについては、合併当時に関の合併協と亀山の合併協との話の中で、定数の件でこの合併協の中で20名というのが一たん表へ出て、関の要望は24ということで、関は24を基礎としておつた。亀山市は20名ということに関の議員が言った言わんという話になって、亀山市は20名やということで方向が決まりかけたんですけど、関が頑として26のところを24名にしてほしいということ強く要望したと。しかし、それがなかなか折り合いがつかなくて、最終的に、合併協の表裏の話もあるんですけど、結局22にするならば報酬は2制度やと。

最初定数を決めて20名であれば報酬もいったんやけど、そのかわり22であれば報酬は2制度とするということの条件で22に落ちついてということで、ここに書いてあるのは、その当時、先に2制度があつて議員が22になったんやなしに、22になるためには、関としてのその当時の思いが、報酬は結構ですと、半分で結構ですと、現行で結構です、そのかわり22名ということで落ちつけたという経過があつたので、別に、今度の削減どうのこうのと、私はどうこう言わないけど、ただ、経過としては、そのときの合併の当時



の合併協の中での表裏の話の中では、20と24で関と亀山がお互いに対立をしたと。そこで22に落ちつけるには、関の議員は報酬は半分やと、現行でいくんやということの条件をつけられた。それはそれで結構ですよということになって22に落ちついたということだけ、ちょっと御報告を申し上げておきたいと思います。

【竹井委員長】 委員長からもしゃべりたいことがあります、委員長ですので、私は当事者でございましたので、たった1人しか小委員会の当事者は残っておりませんので、またそれは協議外のところでお話はさせていただきます。

今、小坂議長が言われたことが、当時の議論の経緯だというふうには思っております。報酬と定数が絡みながら、報酬、定数、議員任期、3つが絡んでこの答申は出ているということで、1個だけじゃない、3つを絡めた答申になっておりますので、ぜひまたその辺。ただ、一番下に書いてあることも決して無視はできないというようなことで、わざと今回は提出してございます。この部分の協議も1つは必要ではないかなというふうなことから出させていただきました。

何かこの件で、資料でわからない点等、また、表の見方でもうちょっとこういう見方はできないのかという御意見がございましたらちょうだいをしたいと思いますが、よろしいですかね。くどいようですが委員長としては定数を選ぶための基準の議論をさせてほしいというふうに考えておりますので、数についてはここは議論をする場ではないというふうに考えておりますので、ぜひその辺の御理解もいただいた上で、余り数字を頭に置かず、定数はどういう基準で亀山市は議論をしようかということ、ぜひ御判断をお願いしたい。

【水野委員】 定数問題で、前回、平成6年はここに書かれているように自治会連合会から要望があつてというのが始まりだったと思うんだけど、今回というか、現時点で、そういう市民団体、あるいはまた自治会連合会を含めて、そういう動きはあるんですかね。議長のほうに何か話は来ていませんか。

【小坂議長】 今、自治会連合会の近藤さんからその件について、事前の話し合いはありました。いつごろまでに出したらいいのかなということで、まだその自治会全体で、理事全部で了承しておるわけやないので十分話し合いをした後、出してもらうのであれば9月までと、やっぱり遅くとも8月中に出してもらえるんやったら出してもらいたいということで、今、出したいという意向を持ってきておりますので、そうやけど、時期はもう9月では遅いと。7月末から8月までに出すんやったら出してほしいということは言いまし

たけど、まだ全体の自治会連合会そのものの意思がすべて固まっているわけやないので、十分話し合いをするということで、出したい意向を持ってきました。

【竹井委員長】　少しそういう動きもあるというふうな情報ですので、また7、8と議論を重ねていただきますので、今回の資料につきましては特に御発言がなければこれで終わりたいと。また、見られまして、いろいろこういう資料も要るぞ、こういうことももうちょっと調査してくれということがありましたら、また事務局のほうにお申し出いただければとよろしいと思います。

では、一たん、定数については閉じさせていただきます。

次に、4番目の議会基本条例の素案についてということで、事務局から、一応議事録の関係もありますので朗読をいたさせますが、まず、条件を少し頭に置いていただきたいのは、これは全くの素案の素案というふうに考えていただきたいと思います。要するに、各市の中から一番いいと思えるようなものを全部入れ込んでございますので、この内容をもとに一個一個皆さんの御議論をちょうだいして、どちらかというと、加除、加えてみたり削ってみたりという作業に今後入っていただくというふうに考えております。

ただ、少し資料が間に合わなかったものですから、とりあえずこれを朗読させていただいて、そしてまたこの範囲の中で確認があれば御発言を願うというふうに思っております。ですから、これが素案ということじゃありません。素案をつくるための案というふうに考えていただきたいと思います。

では、事務局長のほうから朗読をさせますので、少しお聞き願いたいと思います。

事務局長。

【西川事務局長】　亀山市議会基本条例。

(前文)

亀山市議会（以下「議会」という。）は、亀山市民に選ばれた議員で構成される市民の代表機関であり、同じく選挙で選ばれた亀山市長（以下「市長」という。）との二元代表制の下、市民の負託を受けて活動し、その特性を十分発揮しながら、日本国憲法に定められている地方自治の本旨の実現を目指すものである。

地方分権の時代を迎えて、議会が市民の代表機関として、地域における民主主義の発展と福祉の向上のために果たすべき役割、使命はますます大きくなっている。このような使命を達成するため亀山市議会は、議会及び議員の活動についての基本理念と市民と議会、議会と市長のそれぞれの関係を示し、公正性及び透明性を確保し、新たな分権と自治の時

代にふさわしい市民に開かれた議会、常に改革を推進する議会であるためこの条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、議会及び議員の責務や役割を明らかにし、分権と自治の時代にふさわしい、市民に身近な議会としての議会運営や議会活動の基本事項を定めることにより、地方自治の本旨に基づく市民の負託に的確に応え、市民の幸せと豊かなまちづくりの実現に寄与することを目的とする。

### (基本方針)

第2条 議会は、前条の目的にのっとり、次に掲げる基本方針に基づいた議会活動を行うものとする。

(1) 議会活動を、市民に対して積極的に情報の公開を図るとともに、市民が参画しやすい開かれた議会運営を行うこと。

(2) 議会の本来の機能である政策決定並びに市長等の事務の執行について監視及び評価を行うこと。

(3) 提出された議案の審議又は審査を行うほか、独自の政策立案や政策提言に取り組むこと。

(4) 地方分権の進展に的確に対応するため、議会改革を推進すること。

### (用語の定義)

第3条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民とは、市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内で活動する法人その他の団体をいう。

(2) 会派とは、議会内に結成された政策を同じくする集合体のことをいう。

(3) 市とは、市長を代表とする基礎自治体としての亀山市をいう。

## 第2章 議会及び議員の活動原則

### (議会の役割・責務・権限等)

第4条 議会は、市民を代表する議決機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会を目指し、市民に対する説明責任を十分に果たさなければならない。

2 議会は、言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を中心に運営しなければならない。

3 議会は、本会議及び委員会等において、審議し結論を出す場合、議員相互間の論議を尽くして合意形成に努めなければならない。

(議員の役割・責務・権限等)

第5条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議会を構成する一員として議会活動を通じて、市民の負託にこたえなければならない。

2 議員は、市民の意見を的確に把握するとともに、日常の調査及び研修活動を通じて自らの資質の向上に努めなければならない。

3 議員は、特定の地域、団体及び個人の代表ではなく、市民全体の福利の向上を目指して活動しなければならない。

4 議員は、議会活動について、市民に対して説明する責任を有する。

5 議員は、政務調査費の執行に当たっては、亀山市議会政務調査費の交付に関する条例(平成17年亀山市議会条例第5号)を遵守しなければならない。

6 議員は、亀山市議会議員政治倫理要綱を規範とし、遵守しなければならない。

(会派)

第6条 議員は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で会派を構成することができる。

2 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じ会派で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

### 第3章 議会運営等の原則

(議会運営の原則)

第7条 議会は、議会の会議における市民の傍聴に関し、傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければならない。

2 会議及び委員会においては、積極的に情報公開を行い、わかりやすい議論を行うよう努めなければならない。

3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第100条の2に規定する専門的知見を活用し、並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会(以下「委員会」という。)にあっては法第109条、第109条の2及び第110条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の

討議に反映させるよう努めるものとする。

4 常任委員会及び特別委員会は、それぞれの設置目的に応じた機能が十分発揮されるよう運営されなければならない。

5 市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めなければならない。

(政策等に関する議員間討議)

第8条 議員は、市政に関する重要な政策及び課題に対して、議会としての共通認識の醸成を図り、合意形成を得るため、積極的に議員相互間の討議に努めるものとする。

(議員の調査研究と研修)

第9条 議会は、議員の政策形成及び立案能力の向上等を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。

2 議会は、議員研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との議員研修会を年1回以上開催するものとする。

#### 第4章 議会と市長の関係

(市長等の提案説明)

第10条 議会は、市長が提案する重要な政策について、その政策水準を高めるため、市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。

- (1) 政策等を必要とする背景
- (2) 提案に至るまでの経緯
- (3) 他の自治体の類似する政策との比較検討
- (4) 市民参加の実施の有無とその内容
- (5) 総合計画との整合性
- (6) 財源措置
- (7) 将来にわたるコスト計算

(行政の監視・評価)

第11条 議会は、市長等の事務の執行について監視し、その評価を明らかにする責務を有する。

(政策形成及び政策提言)

第12条 議会は、条例の制定、議案の修正、決議等を通じて、市長等に対し、積極的に政策立案及び政策提言を行うものとする。

(反問権)

第13条 会議及び委員会において市長等は、議長及び委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

## 第5章 議会と市民との関係

(市民の議会への参画)

第14条 議会は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条の2に規定する専門的知見を活用し、並びに常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）にあつては法第109条、第109条の2及び第110条に規定する参考人制度及び公聴会制度を十分に活用して、市民の専門的又は政策的見識等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。

(公聴広報機能の充実)

第15条 議会は、市民に対し積極的にその有する情報を発信し、説明責任を十分果たさなければならない。

2 議会は、本会議、委員会並びに協議会を、原則として広く市民に公開するものとする。

3 議会は、重要な議案に対する各議員の態度を議会広報で公表する等、議員の活動に対して市民の評価が的確になされるよう情報の提供に努めるものとする。

4 議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる意見交換会や議会報告会の場を設置するものとする。

## 第6章 議会改革及び体制整備

(継続的な議会改革の推進)

第16条 議会は、継続的に議会改革を推進するため、議員で構成する議会改革推進会議を設置する。

(議会事務局の体制整備)

第17条 議会は、議会及び議員の政策形成及び立案を補助する組織として、議会事務局の調査・法務機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

(議会図書室の充実)

第18条 議会は、議員の調査研究、政策形成及び立案能力の向上を図るため議会図書室の充実に努めるものとする。

(議員定数)

第19条 議員定数は、亀山市議会議員の定数を定める条例（平成21年亀山市議会条例第 号）で定めるものとする。

2 議会は、議員定数の条例改正を提案するにあたっては、行財政改革の視点、他市との比較、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付して提案するものとする。

3 議員定数の基準は、人口、面積、財政力及び市の事業課題を考慮するとともに、類似自治体の議員定数と比較検討するものとする。

（議員報酬）

第20条 議員報酬は、亀山市議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年亀山市議会条例第37号）で定める。

2 議会は、議員報酬の条例改正を提案するにあたっては、行財政改革の視点、他市との比較、市政の現状、将来の展望を十分考慮し、専門的知見並びに参考人制度及び公聴会制度を十分に活用し、明確な改正理由を付して提案するものとする。

## 第7章 補足

（最高規範性）

第21条 この条例は、議会運営における最高規範であり、議会に関する他の条例等を制定、又は改廃する場合においては、この条例との整合を図らなければならない。

（条例の検証及び見直し手続）

第22条 議会は、一般選挙を経た任期開始後速やかに、及び必要に応じてこの条例の目的が達成されているかどうかの検証を議会運営委員会において行うものとする。

2 議会は、前項の検証のほか、市民からの意見、社会経済情勢の変化、法の改正等を勘案し、必要に応じてこの条例の改正を含む適切な措置を講じるものとする。

以上でございます。

【竹井委員長】 ただいま事務局長より、こういう各市の例をもって事務局でたたき台となるたたき台をつくったというふうに御理解を願いたいと思います。

前回の特別委員会においても、議会基本条例の議論をしていただきましたときに、用語の定義、要するにダブっているとかわざわざ必要じゃないんじゃないかとか、それから、既にうたわれておりますいろいろな議会の条例との関連性、そういうことへの検討も必要ではないかとか、それから、議会基本条例に記述するものについてもいろいろと調整をしたほうがいいんじゃないかとか、そういうふうな御意見もちょうだいをいたしたところ

ですけれども、今回のやつは全くそこの部分は考慮せずにつくってありますので、前回いろいろ御発言をいただいた委員の方からの御意見は反映していないということは、少し御理解を願いたいというふうに考えております。

それと、お手元に、さっきちょっと言いました、これはサンプルで2つ、今、お示しをしております。少し見やすいようにはまた調整はしますけれども、実は、これまでさまざま各先進市の条例について、お手元へ配付したり、また、一覧表で提示をさせていただきました。それをまたもって、皆さんのほうで机の上に広げて議論していくのは大変だろうというふうに考えまして、まず、県は直接は関係ないんですけれども、三重県という一番先進県としての三重県の条例、それから、三重県では伊賀市が先駆的にやっておられますので伊賀市、それから、一番発端となった栗山町、それ以外に、出雲市、流山市、小松島、小松島は今度議会運営委員会で調査に行きますけれども、小松島市、島田市。1県6市、7つの条例を抜き出して、わかりやすいのはこの会派のほうですけれども、一番上に各条項と条文、これから抜き出した条文と各1県6市がどんな記述になっているのかと。要するにこれを全部寄せ集めたものが今、亀山市のものになっておりますので、その中から必要に応じて加筆したり削除したりという作業を次回からお願いしようかな、それまでに全部つくり上げて、次の理事懇談会で確認しましたらすぐに皆様のお手元にこの資料を配付しようというふうに考えています。それが、この前理事懇で、一応会議決定した内容です。

ですから、その作業がまだ終わっていなかったものですから、きょうは、この条例でもこんな形になりますよという御提案だけで、確かにこれを見ていますといろいろ、ちょっと気になる場所も私自身もいっぱいあります。ちょっとここまで書くのかなとかダブっていないかなとかとあるものですから、とりあえず、今、お示ししたもので少し皆さんのほうでもちょっとまた御発言をお願いしますが、2週間ぐらい検討していただいて、そのころには、こういう比較表としてお手元へ届けるようにしますのでちょっと見ていただいて、やっぱりここは絶対残したいところだな、ここはちょっとそこまでは必要ないんじゃないかという御意見をそれぞれ皆さんが考えていただければ、この特別委員会の中でその議論を一個一個させていただこうかな、そんなふうにも考えておりますので、きょうの段階では、一応こんな格好でお手元に資料が行きますということを説明させていただいた上、今、少し読みました内容でお気づきになった点等あれば、御意見をちょうだいしたいというふうに考えております。



ちょっと10分だけ、ちょうどいい時間ですので14時5分まで休ませていただいて、これを見た感想でも結構でございますので、少し御意見があればちょうだいをお願いしたい。14時5分まで休憩させていただきます。

( 休 憩 )

【竹井委員長】 それでは、休憩前に引き続き再開をさせていただきます。

先ほども申しましたように、局長から少し朗読をして提案をさせていただきました。もし、何かお気づきな点、今の段階でも結構でございますので、ちょっと、ここ、気になるなというところがございましたら、また御発言願えれば。私が見ても何カ所かちょっとあるなというのがありますけれども。

【池田委員】 この条例ができ上がりましたら、例えば議会で申し合わせ事項にもうちょっと細かく書かれるとか、その経緯というのはどんなふうになっていきますか。この条例、大まかに書いてありますが、例えば、第2章第4条の部分に対して市民に対する説明責任を十分に果たさなければならないとか、3番の議会は審議し結論を出す場合に議員相互間の議論を尽くしてという、そういう部分の、例えば具体性。これは、議案も入っていると思うんですよ、この間の部分は。そうすると、もうちょっと具体性をした場合に、申し合わせ事項に書いていかれるのかどうなのか。条例ってあんまり細かく書きませんかしょう。

【竹井委員長】 私から答弁するのも変な話ですけど、今、委員長として考えているのは、今、いろんな委員会条例とか、ありますよね、表立った条例があります。それから、議運でいろいろ審議する内容もありますので、そういうところに欠格をつけていくものが結構出るんじゃないかなと。

例えば、今、情報公開というところがありますので、今度、今議論されておりますけど、議案賛否を載せようとか、ああいう格好でどんどん情報公開に結びつけていくものが議論されれば、その案件を私のこの委員会でもとめておいて、こういうふうに市民への説明責任はこんなものでやったらどうだという御意見が出れば、それをまとめて議運なり議長の方へお渡しをして、そこでまた別の部分で議論していただいて、きっちり後をつくってもらおうと。ですから、全部絡んできます。議運も絡みますし、倫理は絡まんかな、議運がほとんど絡んできますね。条例に絡むもの。

それから、もう一つは、できるだけ申し合わせを、私は個人的に減らしていきたい。要するに形にしたいということで、申し合わせはなかなか変えにくいものですから、申し合

わせを変えるというのは。できるだけ条文化するか、また、これに規則というのは難しいかもしれませんが、そういう形でどこかに反映をしていくと。

そのために、この条例では、検証の見直しというのが22条に、最後のところにつくってあります。これが三重県議会では、改革会議という、全員で、たしか議長さんが座長だと思いますけど、そういうのをつくって。ここはたまたま議運となっておりますけど、これはまた議論してもらいますけど、例えばそういうものをきっちり1個つくっておくと。

つくっておかないと、これすら見直せないし、今、池田委員がおっしゃいましたような関連するところの見直しも、こういうものをつくっておいて、そこで議論した上で関連する議運だとか、議長のほうに渡しながら条例や規則のところに反映をしていくと。そんな手順が多分県の手順になっておりましたので、少し県の手順に倣いながら、そこは進めていくべきじゃないかなとは考えています。

それと、もう一点、今から御議論願うものが、例えば、前文はいいんですけど、1条、2条にそれぞれ皆さんの考えられたこと、発言になったことをきっちり残して、この条例をつくるにこんな考え方ですよというものは残しておきたいと思います。

ですから、これ、条例だけでわかりませんので、どんな議論があった、こんなまとめでなったということはきっちり残そうと思っています。そうしないと、また新しい議員が来たときに、どんな議論があつてこれになったということが見えにくいですから。その作業は、事務局にきっちりやらそうというふうに考えています。賛否を含めてです。二論は二論とも書いておけばいいので、次の会派のための材料もつくっておきたいというふうに考えております。ですから、結構議運へお渡しするものも出るかもしれませんね、検討してほしいと。

**【水野委員】** この案によりますと22条までになっているんだけど、今までいただいた他市の例を見ますと、代表者会議とか全員協議会というものがあつた程度位置づけられておるんですね。これは、案は入っていないんですね。ないけれども、入れるのか入れないのかというような感じがするんですが。

ほかで決めてもいいんだけど、僕を感じとしては、会派代表者会議と、あるいは全員協議会で論議する内容というものが、余りすっきりしていないような気がするんです。

全協というのは報告の会だから論議するなということになっているので、ここで言う議員間討議とか、その辺の関連からいくと、そういうものも定義しておいたほうがいいんじゃないかというような感じもしますので。

それと、会派代表者会議と議会運営委員会との関係とか、その辺も重複しておる面も現実にあるわけで、代表者会議が優先していろんなことをこういくよ、それで議運で確認をするというような例もあったわけでもんで、そこら辺の会議の持つ重みというか、その定義というのか、その辺をすっきりさせようと思うと、やっぱりこの議会基本条例の中に、全協とか、あるいは代表者会議の位置づけというのを入れておいたほうがすっきりするのではないかというような気がしますけどね。

この案はどこでやられたか知らんけれども、案はそういうものは入っていませんので、その考え方も1つの宿題じゃないかと思うので。

**【西川事務局長】** 代表者会議、全員協議会というのは、今、御承知のように地方自治法が改正されて、代表者会議だとか全員協議会、そういうものを公の会議ということと位置づけることが可能となっております。

地方自治法では会議規則へうたい込めとなっておりますので、ですから、会議規則でうたい込まないと、これは公の会議として認められないかもしれないという、非常にジレンマがありまして、ですので、うたい込むのであれば会議規則の中へうたい込んでおけば間違いなしに公務災害の補償もオーケーになりますので、ここへうたい込んで、それがオーケーなのかどうか、その辺がちょっと悩ましい問題を抱えておりましたので、ここへは入れさせていただかなかった。ここへ入れるぐらいなら会議規則へ入れておけば法的には万全であるという判断で載せさせていただかなかったという経緯がございます。

**【水野委員】** 会議規則というのは、それぞれの会を運営していくルールを決めるのが基本だと思うんですね。だから、僕は入れたほうがいいんじゃないかという論議をしているんだけど、その位置づけがあって会議規則があるということだと思うので、だから、会議規則に突然すと、代表者会議とか、あるいは全協というものが出てくるというのは、基本条例からいったらちょっと不規則じゃないかというような気がするんだけど。

あくまでも基本条例があって、その中の1つの位置づけとして代表者会議があり、あるいは全協があって、その運営等について会議規則があって、それによって運営するというのが考え方じゃないかと思うんです。また、皆さん、論議してもらえばいいんだけど、僕はそんな気がします。

**【竹井委員長】** 1点、局長の話聞いてふっと思った。例えば、議会運営の原則には常任委員会とか特別委員会とか書いてありますよね。これの定義は何も書いていない。ただ、会議規則で押さえておるという見方だと思うんですね。

ただ、1点、私が気にしているのは、公開しなさいと、代表者会議と全員協議会。これが、亀山市はまだやっていないですね。鈴鹿は全協まで公開、たしかそうです。県は代表者会議も公開。だから、公開をするかしないかが大きなテーマに、これは。書き込む以上はまず公開しないと。公開もできないようなものをここに書き込んでも、市民から見ると、説明しなければならないという本人たちが、全くそこは秘密会であってはならない。ここは、あわせて一緒に御議論願いたいなど。委員会条例に載せるにしてもこれに載せるにしても、公開をどうするんだという議論と、今、水野委員がおっしゃいました代表者会議の、大体はあらかじめ決めてはありますけど、全協が少し、確かにあいまいな面もあるので、ここはもう一度議論していただいてもいいかなと。

ただ、ここが議運でするのかここでやるのかというようなのが非常に悩ましいというか、どちらで議論させていただいたらいのかというのは、これはまた調整をさせてもらうかもしれませんね。議運の正副とこちらで、議長も出ていただいて、どっちで議論をするかというふうにさせていただいて、その結論をもとにどうたい込むかというふうな流れかなというふうには考えていますけど、情報公開の部分も絡むかなというふうには思っていますけどね。

【小坂議長】 全協については今も一般市民から傍聴させよという強い要請があるんですけど、本来の、今、局長が言った自治法による全協であれば、当然情報公開を、傍聴もさせなきゃなんのですが、今のうちの状態が、市長からの報告が主であって、本来の全協になっておらんので、これは近々一遍代表者ないし議運へ図っていただいて、全員協議会のあり方、存在を、これは基本条例以外に早急に審議していただかんらんような状況になっておるといこと。議会運営委員会の今の傍聴規定は、今、やかましく言われておるので、この問題以前にもう少し早く、一遍方向づけを決めていかんらんなどというふうに思っております。

【水野委員】 議長の言われるように、例えば議員間討議の8条、議員相互間の討議に努めるなんていったって、今どこにあるのということですね。

だから、呼び方は懇談会というところもあるみたいですね、全員協議会は。そういう中で、一致はしなくても、やっぱりこういう問題があるということで論議をすると、本会議でそれぞれ決めるわけですから、そういうものとの関係からいくと、さっき言われたように全協の位置づけというのが、何か報告の会で質問の域を出たらいかんよと、意見は言ったらいかんよということになっておるもんで。

よその議会の連絡会議というのか、あるいは全協というのは、全協でこういう確認をしたとかいう新聞があるので、だから、そういう方向に持っていくのか、そうなってくると、全協そのものの定義づけ、位置づけというものが非常に大事になってくると私は思うので、ちょっと意見として申し上げておきます。

【竹井委員長】 議員間討論も、専門誌を読んでいて、本会議には理事者を呼ぶことができる、別に呼ばんでもいいんだというふうに書いてある。そこで討論すりゃいいんだということがちょっと、この前来ていただいた江藤先生やったかな、あの方の論に書いてありました。

だから、我々も議場という場所を理事者と我々がおると思っていますけど、別にいなくてもいいんだと。求めることができるので、そこで例えば議員間討論をやっても極端にはいいということだろうと思う。特に、この前みたいな重要テーマはそこで議論しながら、委員会では結論が出ていますけど。

そういう場面を、水野委員がおっしゃいましたように議運でそれをしていただくか、ここでは多分議論はできないと思うんですね。必要だというふうに決めれば、あと議運でどんな方法でそれをやろうかと、多分そういう交通整理をさせていただかんと、それまで入っておるととてもここでは終わり切らなくなるので、今、議長がおっしゃったように、急ぐものは先にどんどんやっていただいて、あとは位置づけだけの問題です。

結構まじめに読み出すと、手法はわかるけれども、どうやって実際やるんだと。やったことがないわけですので、そこも丁寧に議論はしておいたほうがいいのかなと。以前、県に行って聞いたら、議員間討論も何回かしかやっていない、そうしょっちゅうあるものではないとおっしゃっていましたが、県の運用ももう一遍調査が必要かもしれませんね、この辺の議員間討論の問題も。

ですから、きょうはとりあえずは案の案みたいなものをお出ししましたので、少しお読みいただいて、また7月中旬にはこの比較した表なんかも出させていただきますし、この前お出ししましたこういう条例のもありますのでちょっと見ていただいて、これ、抜けているねというところがあれば、それもまた。こういうのは要らないのかという議論でも結構ですので、少し、本当はきょうある程度入れればよかったんですけど、ちょっとそこまで資料の用意ができなかったものですから、気づかれた点等ありましたら、次の段階できっちり議論できるようにさせていただきます。

きょうお出ししたやつ、こういうのもちょうど比較表で、これは関係するところを引っ

張り出してたやつ。これについての御意見でも結構です。

【服部副委員長】 前文をちょっと読ませてもらって、いわゆる骨組みできちっと押さえてもらってあるのかと思うんですけど、ただ、亀山市がなぜこの時期にこの基本条例を制定するのかというところのうたい込みが要るのではないかと。つまり、一般的に、これは今の時期なぜ基本条例が必要かというようなことでしかないのかなと思うんですよ。そうやなくして、亀山市がなぜこういうものを制定しようとしたのかというあたりのところを何らかの形でうたい込む必要があるんやないかなと、前文の中へね。

例えば、この間ずっと特別委員会にかかわってきて、市民から議会に対する目が非常にシビアになってきている。ある意味、議会の代表としての役割が大きくなっているにもかかわらず、何か役割が発揮できていない部分があるんやないかという声も随分あって、そんな中で、今のままでいいのかえというような議論から入って、亀山市の議会の現状をずっと見る中で、ここはこう改めようやないかというところを出しながら、よりよいものを、よりよい議会にするためのいろんな提案を盛り込んだというような形で、この特別委員会の議論は進んでいるように私は思うんですわ。

その辺のところ、何らかの形で、文章としてうまく提案できませんけれども、そういうところから出発して、我々はこういうものを目指すんやというような、そういう亀山市独自の制定理由というのか、そんなものをここへ盛り込んではどうかなというふうに私は思いますけど。

【竹井委員長】 前文が一番大変というか、我々の思いがそこに入って、今回つくっていただいたものも多分いいところをずっとピックアップしたらこういう文章になったよということですので、今回我々が制定する思いというものを、それぞれ皆さんのほうでもこういう表現がいいんじゃないのとかこういうのがいいぞというところを、またこれは議論願う必要があると思います。通り一遍の文章ではただつくったのかと言われますので、ぜひその辺も、時間、一月ほどございますので、いろいろ会派の中でもさまざま御議論願って、必要であれば会派の皆さんにもお出しするようにしますので、御要望があれば事務局に言っていただいて、全員渡したければ渡すようにさせていただきますので、またいろいろ御協議願えればと思います。もうちょっと見やすくつくろうと考えておりますので。

【宮村委員】 ちょっと服部委員のと関係するんですが、これは非常に難しいんですけど、今、この時期になぜなのと。

それで、非常に難しいということは、皆さん御承知のように、道州制が毎日刻一刻と、

これも進んでおるのは紛れもない事実であります。だから、その辺のところ、はっきり言って、国と市があって真ん中の県はという、極端な言い方をしたらそういう形になるであろう姿はと。だから、わけのわからん形で道州制の文言を入れるかどうかなかなか難しいんですが、服部委員が言っている今なぜこの時期にというのは、ぜひとも、文言、表現として入れていただきたいなと思っています。

【竹井委員長】 宮村委員からも同様にきっちり入れるべきではないのかというふうな御意見をちょうだいしましたので、一度各市いろいろ読んでいただいて、この時期に亀山がつくる意義みたいなものというか、意欲みたいなものを、またぜひ、文章を考えないかんようなことになってくる……。

ちょっと参考に、きょう、議員定数の議論もさせていただきましたが、今、事務局に議員定数の資料だけつくらせましたので、一応こんな感じで。空白は条例がないという意味ですので、変えていないんじゃないかと。議員定数のところをサンプルですけどつくらせましたので。あいている場所は議員定数の記述がないというところですので、抜けているんじゃないかと。伊賀市、栗山町、流山、小松島、4つだけがあるということですね。三重県もない。出雲と島田もないと。

こんな形で全部出てきますので、読んでいただいてお願いできますか。これはサンプルですので変わるかもしれませんが、一応こんな感じと。

【森（美）委員】 第9条の2の議員研修会の年1回以上という具体的な数字を入れる必要があるのかどうかということも1つ気になるのと、それから、15条の3、この「重要な議案に対する」というこれ、この「重要な議案に対する」という定義、別にただそれだけを公開するのではなくて、全部をするのであればやったほうが。市民にとってどれが重要でどれが重要じゃないかというのをこっちが勝手に決めることのような雰囲気に見えるので、そこがちょっと気になったんですけど。

【竹井委員長】 これはサンプルの市からとっていますので、これは御意見としてまた次にちょうだいします。市民と議員との研修会の議論になってきますし、市民と議会との関係というところも片一方で残っていますので、この辺をどうするのか、一番重要な議論です。これは意見としてお伺いしておきます。

それから、15条のほうは、多分6月の市議会だよりからは載ってきます。一応賛否のあったものだけ、各議員の態度が6月から載ります。ですから、ここは多分、「重要」はなくなると思います。ほかに。

【前田（耕）委員】 7条の1、「傍聴の意欲を高める議会運営に努めなければ」云々という文章、ここ、十分理解できないというのが1点と、「傍聴の意欲を高める議会運営」、意味はわからんこともないんですけども、どういふようなところを具体的に指しているのかなというのがちょっと気になるんです。

それと、5の、「市民の多様な意見を的確に把握し、市政に反映させるための運営に努めなければならない。」となっていますけど、これは、14条の参考人制度とか公聴会制度に係ってくるもの、同じというふうにとつたらいいのか、別のことであれば具体的に何かあるのかなというのがちょっとよく理解できないんですけども、その辺、どういふようにイメージされてつくってもらったか。

その2点、ちょっと確認したいんですが。

【西川事務局長】 文章表現につきまして、同じ規定が何カ所か複数箇所で出てくるといふのは、これはあるんですが、例えば1つ例を挙げますと、第7条の第3項をちょっと見ていただきたいと思います。それから、第14条の規定も全く同じ規定になっておるといふんですが、こういう場合に、こういう規定を設けるといふことであれば、これは、議会運営の原則、あるいは市民の議会への参画という、どちらか一方に置くべきであるといふことだと思ふんですが、その辺、他市を見ますと、議会運営の原則に置いているところもあれば、市民の議会への参画のところには置いている市もありますので、事務局では判断に迷いましたので、両方に載せさせていただいております。

ですので、この議論の場で、こちらのほうへ載せるほうがいいよということなのか、両方載せる必要はないのかということ、一度それは御議論でお願いしたいという意味で両方へ載せさせていただいております。

それから、用語の関係ですが、「傍聴の意欲を高める」といふのは、次にもありますように、聞いていて非常にわかりやすいといふようなこととか、資料をたくさん出すとか、論点を明確にするとか、いろいろ方法論等はあるかと思ふんですが、そういった方法論については、聞いている人に魅力を感じるといふますか、ですので、わかりやすいとか、論点がよくわかる、資料がいっぱいあるとか、そういった市民の立場に立って、わかりやすい議論をするといふのが傍聴者の意欲を高めることになるんだろうかといふ気持ちは持っています、ほかにもまだまだそういう意欲を高めるような方法論としてはいっぱいあるかと思ふます。

そういう意味で、具体的な方法論としてはそれぐらいしか頭に浮かばなかったんですが、



それはもう少しいろいろ御検討いただきたいというふうに思っております。

【竹井委員長】 今、局長から少しダブりのところがあると言っていました。資料をつくる時に明記するようにしますわ。ここのところ、ダブっている。どっちを削るか、ちよっと縮小してこっちに集まるようにするか。

私も何か所かあるなと思ったんですけど、少しその辺も明記して、また議論の中でどういう取り扱いをするのかというふうにさせていただこうと思います。

ただ、今、前田委員からもおっしゃったように、意欲を高めるってどういうことだと、我々が議論せざるを得ないと、我々でどうしたら高まるんだろうかという議論。ただ、これも議運なのかになります。とりあえずはの中で、今、局長が言っていた資料の提供だとか。

傍聴以外に、今、ケーブルで流れたり、インターネットで今度流せるようになりますので、議会を見ることは随分手軽になったんですよね。ただ、直接来てもらわないかんのか、さまざまなメディアを使って提供しているので、傍聴の道具がふえたんだというふうに見るのか、この辺、また議論を願って、直接来て16人しか入れないわけですから、それと、あと、ケーブル、インターネットというふうに二重で。多分両方やっているのは少ないですよ、そんなに小さいところではやっていないので。そういう道具まで今は持って、またその辺も皆さんのほうから、公開という視点で、直接見に来る傍聴と、全員が見るもの。委員会のほうは私がちょうど議長のとときに5名というふうに、今、してあります。何人も来手がなかったんで、今は5名の席を用意してあります。数がふえれば抽せんと。ですから、今は10時までにはここには入れないはずで、基本的には、5名確定しないとだめだというふうになっています。そういう改善はしていただきました、事務局に。ですから、今はきちっと。5名を超えればまた考えるわけですね。それは議長の判断、委員長判断で、もっとふやそうか、減らそうかと。

少しずつルール化はされてはいるんですけど、かといって見られないようにするわけにはいかないんで、またさまざまな皆さんの御意見をちょうだいして、公開というところですよ、議会の公開というところからこの議論はお願いしていかないと。

【服部副委員長】 11条で、「行政の監視・評価」という項目があって、要は、議会はこうこうこういう責務を有するという表現になっているわけです。

議会のいわゆる責務やと、こういうふうに書かれておるんやけれども、ところが、戻っていったら4条、5条のところ、「議会の役割・責務・権限」と書いてあるんやけれども、

この中には、こういう行政のいわゆる監視、評価ということが責務であるということはどうもあってないんです。この辺をどう扱うのかなと。

つまり、本来責務やとうとうであるところに書いてないことがここでひょこっと出てくるというのが、ちょっとバランス的に悪いのかなと。だから、例えばこの行政の監視・評価というのは、11条を4条か5条のほうへ入れて議会の責務の1つとしてしまうのか、ダブってでも挙げるのか。確かに市長との関係において11条は大事なことなんやけれども、初めてここで責務だと、こううたわれてくるもので、そうすると、前で書かんでいいのかなというような、そういう問題も出てくるのかなというふうに思っています。

それと、もう一つ感じるのは、この4条、5条で余りにも議員間討論ということが強調され過ぎて、僕らの感覚としてはまずチェック機能やという感覚があるもので、まず行政のやっておることに対する監視をするということも大きなウエートを占めるので、その上に立って議会の中で議論を尽くすということやろうと思うので、この書き方やと、チェックがなしで、議員間で討論しましょうみたいな、そういう感じになってしまうので、そのところで責務として、我々はチェック機能やというのがまず入って、それをやってくる中で、大いに議会の中では議論するということが大事やという形になったほうがええんやないかなというふうにも思うんです。そんなことを感じました。

【鈴木委員】 二、三感想だけ言わせてください。

気になるところは、やはり会派の定義が、政策を立案するということが会派である。例に挙げますと島田市みたいな形で、やはりそういうチャンスがありますよ程度にとどめたほうがいい。これはまた別の機会なんですけれども、あとは、報告会の関係もどういう形がいいかなというのをまた次の機会に話したいと思いますけど、最後に1つだけ、市長との関係の中で、第4章で、「市長に対し、次に掲げる事項について明らかにするように求める」と、具体的に7つ書いてあるんですね。確かにおのおのを見ると非常に前向きなことなんですけれども、ひょっとしたらこれ以外にも求めないといけないことってあると思うんですね。だから、漏れがあると思うんです。ただ7つだけこういう明文化してしまうと、漏れの部分に対してきっちり要求ができないような、そんな感じもするものですから、おのおの項目は非常にいい項目だとは思いますが、余りこれを具体的に7つというふうに限定しないような書き込みのほうが、市長に対して重要な政策について説明を受けられるんじゃないかなと、そんな思いがしました。

以上です。

【竹井委員長】 今、会派の件はこれからまた議論をお願いしますし、報告会が一番重要なテーマですので、これも、どういうふうにやっていくのか、やっぱり実効性のあるものでないとかあかへんし、あんまり議会のパフォーマンスでやってもだめですから、そこはまたこれから御議論願おうと思います。

それから、市長との関係も、これもまた我々がどうしていいのか、今回のいろんな議論の中でも、資料の提供を含めて、審議するための状況づくりというのを我々も一生懸命やってきたつもりではあったけれども、審議する状況というのが十二分にはなかったかなと。ここにも結構、提案に至る経緯だとか、いろいろ書いてはあるんですけども、その辺が何か一くくりの言葉でぼんと1つ乗っかるように考えれば、余りにも具体性があり過ぎるという部分もありますので、これはまた皆さんの御意見をちょうだいして、1個何かそういう。

これを見る限りでは、審議するための文面があんまりないような感じがするので、それも必要かなという御意見はちょうだいしておきたいというふうに思います。

【森（美）委員】 文言の問題で、第7章の「補足」という形で書かれてあるんですけど、ほかの市の条例を見せていただいたら、最高規範性で見直し手続とかという、そういう形になっているんですけど、この補足でぽこんと載ってあるのがどうなのかなというので少し気になったので。

【竹井委員長】 多分補足というのは、この条例に対する手続のことが書いてあると思うんです。それはまた考えさせてもらいます。

要は、これがどんな位置づけ、最高規範性も議論してもらわなあかんと思います。

【森（美）委員】 ほかのところを見させてもらったら、章の名前が最高規範性で見直し手続という形になっていますので、ここもこういう形でいいんじゃないかなと。

【竹井委員長】 補足は別に条例上、例えばそうやって、手続のところとか、よくそういう格好になっています。

ただ、多分、章と指定したときにはなかったんじゃないですかね、第何章というときには。だから「補足」という章にしたんだろうと思います。また事務局で考えてもらいます。最高規範性という問題も大変重要なことですので、ここも議論はお願いをしようということで考えておりますので。

【前田（稔）委員】 第15条の4番目の「議会は、議員及び市民が自由に情報及び意見を交換することができる意見交換会や議会報告会の場を設置するものとする。」というの

ですけど、会派や個人は今までやってきたかなと思うんですが、議会がそういう場全体で設置するということになる、これは議会が予算をつけて年何回かするという形になってくるのか、その辺がよくわからないのでちょっと教えてほしいんですけど。

【竹井委員長】　これが一番重要な議論と考えています。今までやったことがない部分。

伊賀市でも年に1回か2回、栗山町も年4回だったか、さまざまな議会がこれを取り入れて議会報告会というのをやるんですね。そこで意見交換。5人で4チームつくってそれぞれの地域へ出向いてと。そういうものの必然性と運営というのを、まず皆さんの議論をちょうだいしようと考えております。

というのがいつも出るんですけど、賛否が今回みたいにあったと。例えば学校の入札で賛否がありましたね。賛否の両方が行くわけですね、議会報告会に。どの立場で報告するんだと。どこかの議会も聞きましたけど、非常にやっぱり難しいんだそうですね。全員が賛成のやつはいいんですけど。

そのときは、たしか個人の意見じゃなくて議会の結果か何かの中で説明をするような形になってくるので、そうしないと、僕は反対だと、僕は賛成だった、市民の方々に反対が多ければ、いや、僕もそうだったんですよということにはならない、議会は賛成とおっしゃったと。

だから、その辺も含めて、どんな手順でどんな方法でやればいいのかということもあわせて考えながら条例として入れ込むと。難しければ、少しここの議論はどういう格好で表現しようとか。

前田稔委員がおっしゃるように、少しここは皆さんの御意見をちょうだいして、本当にできるというか、皆さんで納得した上でやろうよということにならないと、これは全員が参加しますもんで、あるメンバーだけじゃないもんで、それに賛否が絡むという、非常に難しい。

御意見を伺うだけの会ならいいんですけどね。政策提言のための意見聴取会というのだと比較的やりやすい。今の自治会連合会あたりがちょっと似たような感じですけど、議会報告となりますと、その賛否の問題まで絡んでくるところもありまして、特に最近では賛否が結構活発な議論をされていますので、その運用をどうしたらいいのかなという感じも持っております。

ですから、ここは結構皆さんに熱心に御議論願って、みんながオーケーするよという形じゃないと。

チームを組んで行くらしいです。関係なく割り込むというのが大体のやり方です。全員ではありませんので、6人チームとか5人チームで行くというやり方ですので。それはまたよその市の状況も調べさせます。どんなやり方をしているかというのは調査をさせますので、またそういう必要な資料を言っていただければ出させますので、それ、ちょっと用意だけ。

【前田（稔）委員】 わかりました。議会全体でということですね。

そうすると、予算の部分も、政務調査費になってくるのか、議会の別になってくるのかというところ辺もあると思います。別ですね。

【竹井委員長】 じゃ、一応その辺も、よその市、予算立てをしていればどういう形なのか、あわせて確認をさせます。予算についても確認をさせると。

【前田（耕）委員】 基本条例そのものの中身としては当たり前のことがほとんどになってくると思うんですね、大半が。

ところが、その中であえて明記すべきものと、今さらこんなこと当たり前やないかということで条例としてうたわんでもええ部分もあると思うんですけども、その辺を例えば外すにしても、この条例に対して細則とか、その辺というのは、今後全くなしですか。その辺、単純明快に表現しておいて細則があるのであれば、基本条例そのものは今さらというのまで明記する必要、表現する必要もないんじゃないかなという感じもするんですけども、その辺のところ、どんなものなんですか。

【竹井委員長】 多分、理念条例ですからないと思います。

補完するものが委員会条例であったり会議規則であったり、それから議運での議論であったり、それをどういう形で記録していくかと。今は申し合わせになっているんですけど、そこのところをどうやるかも、また皆さんに議論してもらいたい。それは、申し合わせなんかなしにして、つくれと、議員のためのものをきっちり。じゃ、それも公開するかしないかという問題も絡んできます。

ですから、細則にはならないと思いますね、それは。

【西川事務局長】 条例制定いただきまして、おっしゃられていますように中身は少し具体性に欠ける表現が並ぶと思いますので、逐条解説というのがやっぱり必要かと思います。条文について、これはこういう考え方ですよ、こう解釈すべきですよという逐条解説をつくらないと、市民の方に見せても何のことかいなということになりかねませんので、これは作業としては一番大きな作業になろうかと思いますが、皆さんの議論を踏まえて、

やはり最終的には逐条解説をつくって、それと条例案と一緒に公開する必要があるかというふうな考え方、そういう気持ちは持っていますので、皆さんがどういうふうな結論になるかわかりませんが、事務局としてはそこまで行かんとだめだろうなという感覚を持っています、今。

**【竹井委員長】** 議論の経過は1つのまとめをしようと思います、1条ごととか全体とか。それは我々が、後輩というか、次の人に申し伝えるもの。それから、一個一個の解釈は、今、逐条解説は私は思いつかなかったんですが、そういう一個一個の解説集も確かに要ると思っていましたので、今、局長からそういう逐条解説ということを知りましたので、そういう形で、これは市民に多分ある程度公開せざるを得ないと。

それから、この条例の説明とかそういうときも、はっきりとそれによって説明をするとか、そうなると思いますので、まとめときっちりとした解説集、その二本立てにさせていただこうというふうに思います。

なかなかボリュームのある作業になってきますので、3時が近くなりましたのでほかになければそろそろ閉じたいと思いますが、いよいよ7月から本格的に皆様の御意見をちょうだいして、2時間で終わらなきゃ4時間でも5時間でも1日ばかりでもある程度詰めながら、少しスピードアップもさせていただこうと思いますので、会派の中でもいろいろ御意見をちょうだいしていただいて、また会派の中のいろんなお声もまたちょうだいできればというふうに考えております。

最後に、次の日程について確認をさせてほしい。一応、今、資料を事務局に作成依頼しておりまして、7月13か14に理事懇談会を開催して内容確認の上、すぐに皆さんのお手元のほうに資料を送ろうというふうにこの前決定いたしました。

その後、事務局との調整をして、23か24が事務局もいいということでしたので、まだはっきり決まっておりませんが、23か24、どちらかで計画をしております。また皆さんのほうでその日がまずいということであれば事前にお申し出をさせていただいて、一番参加のいい日に選ばせていただきますので、早目に事務局のほうにお申し出を願いたいというふうに思います。

**【池田委員】** この基本条例の素案は、全員にとりあえず配るとかいう方法は考えていますか。会派でちょっと議論してとかと、先ほどちょっと委員長のほうからお話がありましたけど。

**【竹井委員長】** 必要であれば会派のほうにお渡ししようと思いますけど、比較表がで

きてからにさせてもらいます。こういう形できっちりできてからお目通しをしてもらいます。多分これだけでは結局ほかの資料がないので、これができて理事懇談会で確認してもらって、必要なら会派にお渡しできるようにしておきますので。もうちょっとこれは精査しないと。ダブっているところとか、そういうところを明記して、こここのところがダブってここは要統一とか、どちらかとか、そういうのを少し議論したもので渡したほうが、余り真っ白で渡すとまた議論がどこへ行くかわからなくなりますので。委員の方が大体頭に入っような状況の中でお渡ししたほうが、議論としてはいいかなと。

理事懇の後か、23、24のあり方委員会の後ぐらいにお渡しするか、一遍、これ、ざっと見ていただかないとわからないので。そんなようなタイミングで、必要であれば配付することは考えておりますので、ちょっとお待ちいただきたいと。

ちょうど3時ぐらいになりましたので、きょうはこれで閉じさせていただきます。また次回からは本格的な議論をお願いいたしたいと思いますので、ぜひまたよろしく御協力のほうお願いしたいと思います。

じゃ、これで第13回のあり方委員会を閉じさせていただきます。大変御苦労さまでございました。

— 了 —